

仕様書

1 事業名

令和8年度大阪市城東区こどもの登校・学習支援事業業務委託

2 目的

本事業は、不登校傾向や集団生活に馴染めない別室登校等の児童などを対象に、学校内での学習等の支援及び登校支援、家庭訪問による再登校の促し等により学校とのつながりを持ちながら将来の社会的自立を支援することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務委託の内容

(1) 対象

城東区内の市立小学校等に在籍（※）し、継続的な登校に至らない又は、登校はできるものの普通教室で授業が受けられない児童等、お迎え等支援があれば登校に繋がる児童等
※市立中学校および中学校を卒業後に進学し、高等学校等に在籍する者を含んで提案することも可とする。

(2) 実施場所

城東区内の各市立小学校（16校）及びその他本市指定場所

(3) 実施回数及び時間

原則として月曜日～土曜日の午前8時から午後7時の時間内で実施すること
年間3,072時間以上（うち小学生対象に2,688時間以上）

※実施場所における総配置時間とし、児童等への支援のための支援計画検討等の会議時間は含まない。

※原則として、長期休業期間は除く。

※1か所あたり、週に3～5時間程度（2回程度）での実施を想定しているが、具体的な実施校（場所）・実施日時については、受注者が事前に本市担当者及び各学校担当者と打合せのうえ、決定すること。

(4) 実施体制

ア 事業責任者

運営体制にあたっては、事業全体を管理する「事業責任者」を設置すること。「事業責任者」は、学校教育に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者、または教員免許を有する者とする。

イ こども支援員

学校内の別室における学習支援など、本事業の業務内容を実施するために「こども支援員」を配置すること。「こども支援員」は、教員の資格を有する者である必要はないが、本業務の目的を理解し、児童等の学校生活にかかる学習等支援に対して熱意のある指導経験豊富な者とする。

基本的に「こども支援員」は担当校に専属的に従事することが望ましいが、個々の児童の特性に即した柔軟な体制とすること。

(5) 実施内容

ア 支援計画

本市担当者及び学校担当者との打合せにより、個々の児童の状況について共有し、課題に即した支援計画を立てること。

イ 選定

支援計画に基づいて、学習指導や登校支援などに対応できる指導経験豊富な講師を選定すること。

ウ 支援

- ・対象児童等の状況にあわせ、自宅から学校までの登下校付添、家庭訪問等の個別対応
- ・小集団（最大4名程度）または個別対応による学校内での学習等支援

エ 対象児童等のアセスメントによる支援計画の見直し

オ 事業の運営に必要なスタッフの人才確保

カ フォローアップや資質向上のための研修などのスタッフの育成

キ 事業利用案内（リーフレット等）の作成

※受注者による独自の広報ならびに、受注者を受付窓口とする一般募集は行わない。

※学校または区役所の相談担当者等が本事業の紹介や利用の促しを行い、保護者等との面談により状況確認の上、事業者につなぐ。

※本事業継続利用者についても、必要に応じて区役所担当者が保護者等と面談し、状況確認の上、事業者につなぐ。

ク 事業実施にかかる各種会議や打合せへの参加

- ・学校の要請に応じた検討会議（各校年間2～3回程度）

- ・大阪市との日常的な連携と、運営状況や出席認定等に関する事業担当者への報告会議（月1回）

- ・児童等の状況、運営状況及び出席認定等に関する学校関係者への報告

ケ 児童等の保護者への連絡・調整（支援計画上、必要な場合）

コ 本事業における活動の記録及び報告

サ 事業実施に伴う経費執行事務、その他業務遂行上必要な事務

シ 事業実施後の処理、評価、事業報告の作成

（6）想定対象人数

50～80人

（7）その他

ア 本事業は、大阪市とのパートナーシップのもと実施すること。

イ 受注者は、事業の実施について学校及び関係行政機関等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めること。

ウ 受注者は、ノウハウを活用して、児童の状況に即した学習等支援に努めること。

エ 受注者は（6）キの会議に際して、個々の児童等の状況を十分に把握し、支援方針案を準備し説明できるよう事業責任者等必要な者を出席させること。

オ 受注者は、本件業務にかかるリスクに対応する保険に加入すること。

※学校内及び登下校の事故に関する児童の傷害保険は学校保険適用

カ 受注者は、基本的人権について正しい認識を持ち業務が遂行できるよう、適切な研修を実施すること。

キ 児童等および保護者との連絡は事業責任者等受注者の管理のもとを行うこと。

児童等および保護者の求めがあった場合においても、スタッフがSNS等を用いて個人的に

連絡をとることは厳に慎むこと。

ク その他、本事業を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項は、双方協議のうえ決定し、実施することとする。

5 提出すべき書類

(1) 年間事業計画書の作成

事業者決定後速やかに年間事業計画書を作成し提出すること。

(2) 報告書の提出

毎月の事業実施状況について、スタッフ活動記録実績表及び、児童等個人記録は翌月 15 日までに報告書を本市担当者あて提出するものとする。報告書様式は本市担当者と調整の上、事業者で作成すること。

事業完了後に、活動内容、成果等について事業実績報告書を令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

6 個人情報の取扱い

(1) 本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

(2) 受注者は、個人情報が漏えい、滅失、き損又は改ざんされないよう、適正な管理に努めなければならない。

(3) 受注者は、本件業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。

(4) 受注者は、個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならない。

(5) 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(6) 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(7) 受注者は、個人情報に関する本件業務の履行において事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告し、本市の指示に従わなければならない。

(8) 本市は、受注者に対し個人情報の取扱いについて立入検査を行い、又は必要な措置を講じるよう指示することができる。

(9) 受注者は、個人情報が記載された資料を本契約の終了後直ちに本市に返還及び引き渡さなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、それに従うものとする。

(10) 本市は、受注者が本仕様に定める個人情報の取扱いに違反していると認めたときは、本契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。

(11) 本市は、受注者が条例第 15 条第 1 項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、受注者に対し是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表する措置を講じることができる。

7 再委託について

ア 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②児童等の課題に即した支援計画の立案・運営等（4（5）ア～ケ）

③個人情報を含む、事務処理、評価、報告書の作成

イ 受注者は、コピー、情報処理（PC入力等）、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。（個人情報を含む文書の作成は除く）

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項については、発注者である大阪市城東区役所保健福祉課（子育て教育）と受注者において、別途協議を行う。

10 担当

〒536-8510

大阪市城東区中央3-5-45

城東区役所 保健福祉課子育て教育担当 笠原・山田

（TEL：06-6930-9065 FAX：050-3535-8688）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査会議が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる

(発注者からの不当要求)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用する原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。